



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

(省 令)

○ 予防接種実施規則の一部を改正する  
省令 (厚生労働一五七)

省 令

○ 厚生労働省令第五十七号  
予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防  
接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和三年九月二十一日  
厚生労働大臣 田村 憲久  
○ 予防接種実施規則の一部を改正する省令  
○ 予防接種実施規則 (昭和三十三年厚生省令第二十七号) の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種に 係る接種の方法)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方 法により行うものとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウ イルス感染症に係る予防接種を受けた後に 重篤な副反応を呈した場合その他同項各号 に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要 がある場合には、同項各号に掲げる方法に 準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔 及び接種量に照らして適切な方法で接種を 行うことができる。</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種に 係る接種の方法)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方 法により行うものとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。